本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第三四九号）（内閣官房）

1　国の行政機関における障害者の雇用をめぐる状況を踏まえ、障害者の雇用の拡大を図るため、内閣府その他の関係行政機関の定員を改正することとした。

2　この政令は、平成三一年一月一日から施行することとした。

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三五〇号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二号）のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中在ダバオ日本国総領事館に関する部分を平成三一年一月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三五一号）（外務省）

1　在ダバオ日本国総領事館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　既存の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　この政令は、平成三一年一月一日から施行することとした。

◇国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三五二号）（防衛省）

1　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第一二二号）第二条第二項ただし書の規定に基づく国際連合事務局の内部部局について改めることとした。（第二条関係）

2　この政令は、平成三一年一月一日から施行することとした。

◇地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（政令第三五三号）（総務省）

1　日欧協定の締結に伴う改正に関する事項

㈠　特定地方公共団体又は中核市の経営する鉄道事業又は軌道事業における運行上の安全に関連する調達契約を適用対象とするものとした。（第三条関係）

㈡　特定地方公共団体の経営する鉄道事業又は軌道事業における運行上の安全に関連する特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者にあっては、国内の供給者及び欧州連合の供給者に限り、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができないものとした。（第五条関係）

2　この政令は、日欧協定の効力発生の日の翌日から起算して一年を経過した日から施行するものとした。

◇駐車場法施行令の一部を改正する政令（政令第三五四号）（国土交通省）

1　国土交通大臣の認定を受けた場合において路外駐車場の自動車の出口及び入口を設けることができる道路又はその部分として、道路交通法第四四条第二号、第四号及び第五号に掲げる道路の部分並びに幅員が六メートル未満の道路を追加することとした。（第七条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三五五号）（文部科学省）

1　関係政令の整備

文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律施行令（昭和二四年政令第二七一号）、学校教育法施行令（昭和二八年政令第三四〇号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三九年政令第一四号）について、学校教育法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三九号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の規定の整備を行うものとした。（第一条～第三条関係）

2　改正法の施行に伴う必要な経過措置を定めるものとした。（第四条関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行するものとした。ただし、2に関する規定については、公布の日から施行するものとした。

◇畜産経営の安定に関する法律施行令及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三五六号）（農林水産省）

一　畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正関係

輸入に係る指定乳製品等の独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への売渡しを要しない場合として、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「協定」という。）の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入する場合を追加することとした。（第一〇条関係）

二　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部改正関係

協定に基づく証明書を付して輸入される指定糖について、製品の試験又は開発に使用されたときに機構への売渡しの申込みに係る契約が解除される条件を当該申込みに付さなければならないものとして追加することとした。（第四条関係）

三　施行期日

この政令は、協定の効力発生の日から施行することとした。

◇資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三五七号）（金融庁）

1　資金決済に関する法律施行令の一部改正関係

資金決済に関する法律において、内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限のうち、金融庁長官から財務局長等に委任されている権限で、金融庁長官が自ら行うことを妨げない権限の範囲を改めることとした。（第二八条～第三〇条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。